

不正競争防止法における 営業秘密の保護と情報の管理

令和 4 年 7 月 14 日
経済産業省 知的財産政策室

1. 不正競争防止法の体系（法律の全体構成）

法律の目的（第1条）

不正競争の定義（第2条）

① 周知な商品等表示の混同
惹起
(1号)

② 著名な商品等表示の冒用
(2号)

③ 他人の商品形態を模倣
した商品の提供
(3号)

④ 営業秘密の侵害
(4号、10号)

⑤ 限定提供データの
不正取得等
(11号、16号)

⑥ 技術的制限手段の効果を
妨げる装置等の提供
(17号、18号)

⑦ ドメイン名の
不正取得等
(19号)

⑧ 商品・サービスの
原産地、品質等の
誤認惹起表示
(20号)

⑨ 信用毀損行為
(21号)

⑩ 代理人等の商標冒用
(22号)

国際約束に基づく禁止行為

1 外国国旗、紋章等の不正
使用
(16条)

2 国際機関の標章の
不正使用
(17条)

3 外国公務員等への
贈賄
(18条)

民事措置と刑事措置あり (①②③④⑥⑧)

民事措置のみ (⑤⑦⑨⑩)

刑事的措置のみ

措置の内容

民事的措置

- 差止請求権 (第3条)
- 損害賠償請求権 (第4条)
- 損害額・不正使用の推定等 (第5条等)
- 書類提出命令 (第7条)
- 営業秘密の民事訴訟上の保護 (第10条等)
(秘密保持命令、訴訟記録の閲覧制限、非公開審理)
- 信用回復の措置 (第14条)

刑事的措置（刑事罰）

不正競争のうち、一定の行為を行った者に対して、以下の処罰を規定。

- 罰則 (第21条)
 - ・ 営業秘密侵害罪：10年以下の懲役又は2000万円以下（海外使用等は3000万円以下）の罰金
 - ・ その他：5年以下の懲役又は500万円以下の罰金
- 法人両罰 (第22条)
 - ・ 営業秘密侵害罪の一部：5億円以下（海外使用等は10億円以下）
 - ・ その他：3億円以下
- 国外での行為に対する処罰 (第21条第6項・第7項・第8項)
(営業秘密侵害罪、秘密保持命令違反、外国公務員贈賄罪)
- 営業秘密侵害行為による不当収益等の没収 (第21条第10項等)

刑事訴訟手続の特例（第23条～第31条）

営業秘密の内容を保護するための刑事訴訟手続の特例（営業秘密の内容の言換え、公判期日外での尋問等）

没収に関する手続等（第32条～第40条）

第三者に属する財産の没収手続や、没収保全の手続、没収に係る国際共助手続等

(参考) 不正競争防止法の禁止行為と救済措置

禁止行為の種類	対応条文	関係する国際条約	民事的措置						刑事的措置※2				水際措置 (関税法)	
			差止請求権 (第3条)	損害賠償請求権 (第4条)	損害額の推定規定(第5条)※1			使用の推定 (第5条の2)	相当な損害額の認定 (第9条)	罰則 (第21条第1～3項)	未遂処罰 (第21条第4項)	没収規定		法人両罰 (第22条第1項)
					第1項	第2項	第3項							
周知な商品等表示の混同惹起	第2条第1項第1号	パリ条約第10条の2(3)1	○	○	○	○	○	○	○	②			②	○
著名な商品等表示の冒用	第2条第1項第2号		○	○	○	○	○		○	②			②	○
商品形態を模倣した商品の提供	第2条第1項第3号		○	○	○	○	○		○	②			②	○
営業秘密の侵害	第2条第1項第4～10号	TRIPS協定第39条2	○	○	△(技術情報のみ)	○ (10号除く)	○ (生産方法等のみ)	○	○	①	○ (一部除く)	○	①(一部)	○
不正競争	限定提供データの不正取得等	第2条第1項第11～16号	○	○	○	○	○		○					
	技術的制限手段無効化装置提供	第2条第1項第17・18号	○	○		○			○	②			②	○
	ドメイン名の不正取得等	第2条第1項第19号	○	○		○	○		○					
	商品・サービスの原産地・品質等の誤認惹起表示	第2条第1項第20号	パリ条約10条(1)、10条の2(3)3	○	○		○		○	②			②	
	信用毀損行為	第2条第1項第21号	パリ条約第10条の2(3)2	○	○		○		○					
	代理人等の商標冒用	第2条第1項第22号	パリ条約第6条の7	○	○	○	○	○	○					
条約上の禁止行為	外国国旗・紋章等の不正使用	第16条								②			②	
	国際機関の標章の不正使用	第17条								②			②	
	外国公務員等への贈賄	第18条	OECD 外国公務員贈賄防止条約							②			②	
その他	秘密保持命令違反	第10条								②			②	

※1 損害額の推定(第5条)の推定額の算定方法
 第1項: 被侵害者の商品単位の利益額×侵害品譲渡数量
 第2項: 侵害者が得た利益額
 第3項: 使用許諾料に相当する額

※2 刑事的措置の内容
 ① (個人) 懲役10年以下、罰金2000万円(海外使用等は3000万円)以下
 (法人) 罰金5億円(海外使用等は10億円)以下
 ② (個人) 懲役5年以下、罰金500万円以下
 (法人) 罰金3億円以下

2. 営業秘密の保護 ①概要

営業秘密の侵害

(第2条第1項第4号～第10号
・第21条第1項、第3項)

窃取等の不正の手段によって営業秘密を取得し、自ら使用し、
若しくは第三者に開示する行為等



不正取得
不正使用
不正開示

企業が正常な努力を払う
インセンティブが減退

競争秩序ひいては日本全体のイノベーション
に悪影響

企業の研究・開発や営業活動の過程で
生み出された様々な営業秘密

(例)

- ・顧客名簿や新規事業計画、価格情報、
対応マニュアル (営業情報)
- ・製造方法・ノウハウ、新規物質情報、設計図面
(技術情報)

秘密であることに価値。
公開前提の特許では
守りにくい。

事例(民事)

投資用マンションの販売業を営む会社の従業員が、退職し独立起業する際に、営業秘密である顧客情報を持ち出し、その情報に記載された顧客に対して、転職元企業の信用を毀損する虚偽の情報を連絡した事案。損害賠償請求が認められた。(知財高判平24.7.4)

事例(民事)

家電量販大手の元幹部社員が、退職し同業他社へ転職する際、住宅リフォーム事業などに関する数万件の営業秘密を不正に持ち出し、転職先に不正開示した事案。営業秘密の使用差止及び損害賠償請求が認められた。(大阪地判令2.10.1)

事例(刑事)

通信教育業を営む会社でシステム開発に従事する者(派遣労働者)が、約3000万件の顧客データを私物スマートフォン等に複製して持ち出し、このうち約1000万件のデータをインターネット上にアップロードして名簿会社等に開示した事案。懲役2年6月、罰金300万円が言い渡された。
(ベネッセ事件—東京高判平29.3.21)

事例(刑事)

フラッシュメモリの共同開発に携わっていた東芝連携企業従業員の技術者が、東芝のデータベースからフラッシュメモリ開発にかかる営業秘密データを記録媒体に複製して持ち出し、韓国企業に開示した事案。懲役5年、罰金300万円の実刑が科された。
(東芝フラッシュメモリ事件—東京高判平27.9.4)

(参考) 営業秘密の保護を巡る最近の状況

- 平成27年改正とともに執行機関との連携を強化。
- 平成28年以降、営業秘密の相談件数は高く推移。平成28年から29年、令和2年から3年にかけて急増。

・近年の営業秘密侵害罪（検挙件数・相談件数の推移）

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
検 挙 件 数	5	11	12	18	18	18	21	22	23
相 談 受 理 件 数	12	29	26	35	72	47	49	37	60

※警察庁資料「令和3年における生活経済事犯の検挙状況等について」に基づき作成

・近年の営業秘密侵害罪（検挙・裁判事案）

年月	行為者	秘密の内容	被害額等	適用法条	ステータス
2015. 7	元社員	技術情報		21条1項3号	刑事判決【懲役2年(執行猶予4年)・罰金50万円】
2015. 9	元社員	技術情報	和解金331億円	21条1項3号	刑事判決【懲役5年(実刑)・罰金300万円】
2017. 3	元社員	顧客情報	対策費200億円	21条1項3・4号	刑事判決【懲役2年6月(実刑)・罰金300万円】
2018. 5	元社員	技術情報	報酬250万円	21条1項3号	刑事判決【懲役2年(執行猶予4年)・罰金50万円】
2020. 7	元社員	技術情報		21条1項3号	刑事判決【懲役2年(執行猶予4年)・罰金80万円】 (領得した情報を、ロシア外交官に提供)
2021. 3	元社員	技術情報		21条3項1号	刑事判決【懲役2年(実刑)・罰金200万円】 ※海外重罰事案
2021. 1	元社員	技術情報		21条1項3・4号	逮捕 (5G通信設備等情報を領得、転職先に持ち出し。) ※5月、転得先法人を相手に民事訴訟 (1000億円被害)
2021. 6	元役員	営業情報		21条1項3号	捜査 (競合会社社長に転身後、元同僚から情報を受け取り)
2021. 7	元役員 取引先元役員	技術情報		21条3項3号 ※海外重罰事案	刑事判決【懲役1年4月(執行猶予3年)・罰金80万円】 【懲役1年(執行猶予3年)・罰金60万円】
2021. 8	元社員	技術情報		21条1項3・5号 21条3項1・3号	刑事判決【懲役2年(執行猶予4年)・罰金100万円】 (領得した情報を、中国の競合企業関係者に提供)

※各事例とも各種報道情報に基づき経済産業省作成

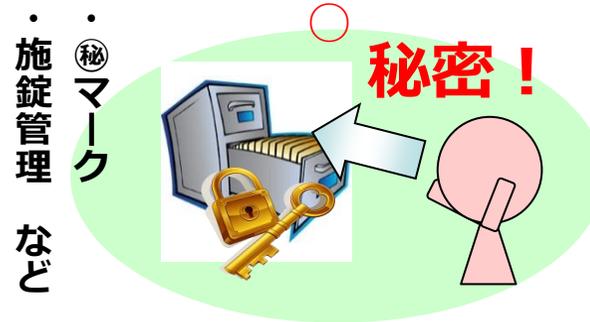
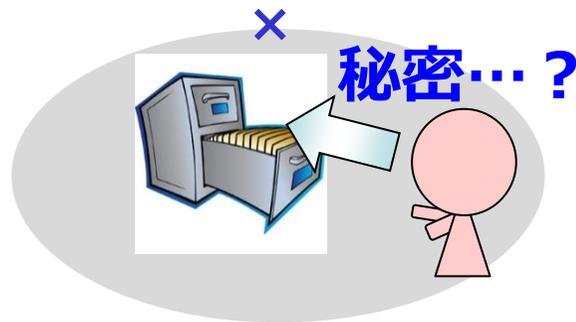
2. 営業秘密の保護 ②営業秘密の3要件（保護客体）

不正競争防止法第2条第6項

この法律において「営業秘密」とは、①秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の②事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、③公然と知られていないものをいう。

①秘密として管理されていること（秘密管理性）

その情報に合法的かつ現実に接触することができる従業員等からみて、その情報が会社にとって秘密としたい情報であることが分かる程度に、アクセス制限やマル秘表示といった秘密管理措置がなされていること。☞「営業秘密管理指針」（10ページ参照）



②有用な技術上又は営業上の情報であること（有用性）

脱税情報や有害物質の垂れ流し情報などの公序良俗に反する内容の情報を、法律上の保護の範囲から除外することに主眼を置いた要件であり、それ以外の情報であれば有用性が認められることが多い。現実に利用されていなくても良く、失敗した実験データというようなネガティブ・インフォメーションにも有用性が認められ得る。

③公然と知られていないこと（非公知性）

合理的な努力の範囲内で入手可能な刊行物には記載されていないなど、保有者の管理下以外では一般に入手できないこと。公知情報の組合せであっても、その組合せの容易性やコストに鑑み非公知性が認められ得る。

4ページの事例で考えてみよう（いずれも営業秘密として肯定された例）

事例

投資用マンションの販売業を営む会社の従業員が、退職し独立起業する際に、営業秘密である顧客情報を持ち出し、その情報に記載された顧客に対して、転職元企業の信用を毀損する虚偽の情報を連絡した事案。損害賠償請求が認められた。（知財高判平24.7.4）

事例

家電量販大手の元幹部社員が、退職し同業他社へ転職する際、住宅リフォーム事業などに関する数万件の営業秘密を不正に持ち出し、転職先に不正開示した事案。営業秘密の使用差止及び損害賠償請求が認められた。（大阪地判令2.10.1）

	事例 1	事例 2
営業秘密	顧客情報（氏名・年齢・勤務先・年収・所有物件・賃貸状況などで構成）	リフォーム事業に属する機密情報
秘密管理性	<ul style="list-style-type: none"> ・入室が制限された施錠付きの部屋において保管 ・その利用は、営業本部の従業員等に限定 ※営業のため自宅に持ち帰られたりしていた事情があっても、秘密であることの認識を失わせるものではない	<ul style="list-style-type: none"> ・情報管理に関する規定の整備（就業規則等の定め、情報管理に関する運用） ・データへのアクセス制限 ・情報の性質・内容 ※社内向け資料として作成され、内部で保存されており、社外への開示は当然許されていないものと認識しうるもの
有用性	この顧客情報を使って営業を行えば効率的に契約を成立させ得るもの	競業他社にとって、自社の商品開発の際に参考になり、経営効率の改善等に資するもの
非公知性	一般に知られていない情報	一般に知られていない情報

3. 事業者が保有する重要情報を保護するための2つの対策

- 漏えい防止対策（漏えい防止レベル） ← 秘密にしたい／しなければならない情報全般の管理
- 万が一漏えいした場合の対処（法的保護レベル） ← 不競法による「営業秘密」としての保護

秘密情報の管理レベル

漏えい防止レベル

法的保護レベル

効果的な漏えい防止のための管理

- ✓ 「**秘密情報の保護ハンドブック**」では、より良い漏えい対策を講じたい企業の方々に企業の実情に応じた対策に取り組む際の参考となるよう、
 - 秘密情報の漏えい対策の効果的な選び方
 - 漏えいしてしまった場合の対応策
 - 各種規程・契約等のひな型、窓口 など様々な対策を網羅的に紹介

「秘密情報の保護ハンドブック」

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/handbook/full.pdf>

「秘密情報の保護ハンドブック」のてびき（簡易版）

https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/170607_hbtebiki.pdf

不正競争防止法における「営業秘密」としての管理

- ✓ 万が一、秘密情報が漏えいした場合、不正競争防止法における「営業秘密」侵害として差止請求等の民事措置や刑事措置による救済が受けられるよう、秘密情報を日頃から「営業秘密」として管理しておくことが大事。
- ✓ 「**営業秘密管理指針**」では、営業秘密として法的保護を受けるための対策を提示（前提となる要件についての一般的な考え方を含む）

「営業秘密管理指針」

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/guideline/h31ts.pdf>

(参考) 営業秘密の保護・情報管理に関する啓発資料

営業秘密管理指針(旧)

(平成15年1月30日策定、その後4回改訂)

- 適切な営業秘密管理に向けた企業の取組を支援することを目的に策定したガイドライン
- 不競法上の営業秘密の保護
 - ・定義(3要件)、民事・刑事の保護
- 営業秘密を保護するための管理の在り方
 - ・一般的な管理方法
 - ・高度な管理方法
- 参考資料
 - ・①営業秘密管理チェックシート、②契約書参考例、③各種ガイドライン、④秘密管理の導入手順 等

技術流出防止指針

(平成15年3月14日策定)

- 製造業を念頭に、意図しない技術流出を防止するため企業が取り組むべき対策を解説
- 意図せざる技術流出が発生する主なパターン
- 参考とすべき対策
 - ・①基本方針の策定、②管理マニュアルの策定、③社内組織体制の整備、④具体的対策の強化、⑤関連情報の収集と社内教育の強化、⑥フォローアップの徹底、⑦最高責任者による見直し

営業秘密管理指針(現)

(平成27年1月28日全面改定、31年1月23日最終改訂)

- 不競法による法的保護を受けるために必要となる最低限の水準の対策を示すものとして策定(再編)
- 総説(営業秘密の定義、民事・刑事上の措置、契約)
- 営業秘密の3要件
 - ・①秘密管理性(趣旨、必要な措置の程度、具体例 等)
 - ・②有用性の考え方
 - ・③非公知性の考え方

秘密情報の保護ハンドブック

(平成28年2月8日策定、令和4年5月最終改訂)

- 企業保有の重要情報全般を念頭に、情報漏えい対策として有効と考えられる対策や、漏えい時に推奨される包括的対策等をできる限り収集して包括的に紹介
- ①情報の把握・秘密情報の決定、②情報の分類と対策の選択、③具体的な対策例(従業員、退職者、取引先、外部者)、④社内の管理体制のあり方、⑤他社の秘密情報に係る紛争への備え、⑦漏えい事案への対応

👉 秘密情報の保護ハンドブックのてびき

- 情報管理の導入、点検に向けてハンドブックへの橋渡しのための概説(平成28年12月15日策定)

4. 営業秘密管理指針（平成31年1月最終改訂）

(<https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/guideline/h31ts.pdf>)

営業秘密管理指針について

- 法的保護を受けるために必要となる**最低限の水準の対策**を示すものとして策定。
- その後、第四次産業革命を背景とした情報活用形態の多様化を踏まえて**平成31年1月に改訂**※1。

- ※1 外部クラウドを利用して営業秘密を保管・管理する場合も、秘密として管理されていれば秘密管理性が失われるわけではない旨等を追記。
- ※2 「秘密情報の保護ハンドブック」については、本資料12ページ以降、21ページ以降に解説。

秘密情報の保護ハンドブック※2
(漏えい防止レベル)

営業秘密管理指針
(法的保護レベル)

<秘密管理性の法的保護レベル>

営業秘密保有企業の秘密管理意思(※1)が秘密管理措置によって従業員等に対して明確に示され、当該秘密管理意思に対する従業員等の認識可能性(※2)が確保される必要がある。(指針p.4)

※1) 特定の情報を秘密として管理しようとする意思。 ※2) 情報にアクセスした者が秘密であると認識できること。

⇒ つまり、情報に接することができる従業員等にとって、**秘密だと分かる程度の措置**が必要



※企業の実態・規模等に応じた合理的手段でよい

< 秘密だと分かる程度の措置の例 >

- 紙、電子記録媒体への「マル秘(秘)」表示
- 化体物（金型など）のリスト化
- アクセス制限
- 秘密保持契約等による対象の特定



秘密保持契約書

秘密情報とは次のものをいう
①.....
②.....
.....

上記はあくまで例示であり、認識可能性がポイント。

(参考) 営業秘密管理指針の構成

はじめに(本指針の性格)

☞ 定義等について、判例等を踏まえた一つの考え方を示すもの

総説

- ①不競法上の位置づけ
- ②営業秘密の定義
- ③法的措置(民事・刑事)との関係
- ④契約による情報の保護

秘密管理性

☞ 営業秘密保有企業の秘密管理意思が、企業の実態・規模等に応じた合理的な秘密管理措置によって従業員等に対して明確に示され、従業員等の認識可能性が確保される必要がある。(指針p.4)

- ①秘密管理性要件の趣旨
- ②必要な秘密管理措置の程度(秘密管理措置の対象者、合理的区分、その他の秘密管理措置、留意事項)
- ③秘密管理措置の具体例(紙媒体の場合、電子媒体の場合、物件に営業秘密が化体している場合、媒体が利用されない場合、複数の媒体で同一の営業秘密を管理する場合)
- ④営業秘密を企業内外で共有する場合の秘密管理性の考え方(社内の複数箇所で同じ情報を保有するケース、複数の法人間で同一情報を保有するケース)

有用性の考え方

☞ 公序良俗に反する内容の情報など法的保護の正当な利益が乏しい情報に当たらないものであって、広い意味で商業的価値が認められる情報。(指針p.16)

非公知性の考え方

☞ 営業秘密の保有者の管理課以外では一般的に入手できない状態。(指針p.17)

おわりに

5. 秘密情報の保護ハンドブック ～企業価値向上に向けて～

(<https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/handbook/full.pdf>)

秘密情報の保護ハンドブックについて

- 法的保護レベルを超えて、**情報漏えい対策として有効と考えられる対策**や、漏えい時に推奨される**包括的対策**等
をできる限り収集して**包括的に紹介するもの**として作成。
- より良い漏えい対策を講じたい企業の方々に、企業の実情に応じて対策を取捨選択したり、参考としていただけるよう、**様々な対策を網羅的に掲載**。
- 簡易版「**秘密情報の保護ハンドブックのてびき**」もあわせて参考にしていただきたい。

秘密情報の保護ハンドブック

(漏えい防止レベル)

営業秘密管理指針※

(法的保護レベル)

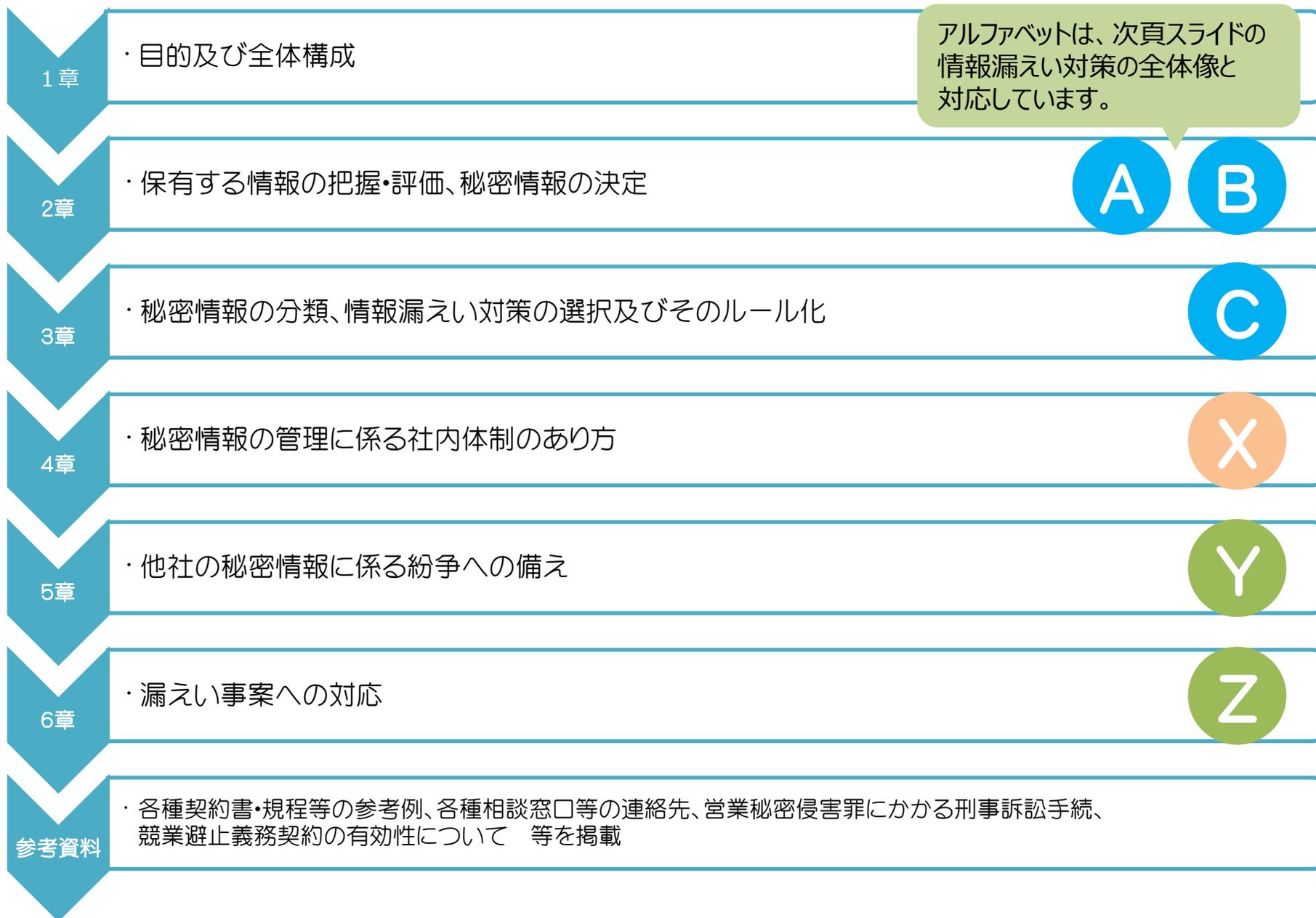
※ 「営業秘密管理指針」については、本資料10ページ以降に解説。

(ポイント)

- 自社が保有する情報の中から**秘密として保持すべき情報を決定する際の考え方**
- 秘密情報の漏えい対策の**効果的な選び方**、**社内体制の在り方**、**他社の秘密情報にかかる紛争に巻きこまれないための対策**
- **漏えいしてしまった場合の対応策**
- 各種規程・契約等の**ひな型、窓口**

など、様々な対策を網羅的に紹介

(参考) 秘密情報保護ハンドブックの構成



(参考) 企業を守るための情報漏えい対策3ステップ

A

まずは、自社にどのような情報があるのか一つひとつ洗い出し、社内の情報を把握しましょう。

B

洗い出した情報がどのくらい重要な情報なのかを見極め、秘密とする情報を決定しましょう。

C

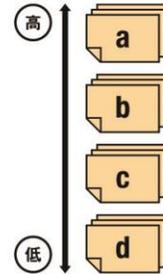
情報の重要度に応じて対策の選択・決定をし、管理と有効活用とのバランスを取りましょう。

例) 自社の強みとなる情報資産の例

技術情報	<p>研究開発情報(実験データ、試作品情報等)、製造関連情報(製品図面、製品テストデータ、製造プロセス、工場設備・レイアウト)</p> 
営業情報	<p>顧客情報(顧客リスト、クレーム情報、顧客別製品等情報)、市場関連情報(市場分析情報、競合先分析情報)、価格情報(仕入れ値、製品価格、利益率等)、取引先情報、接客マニュアル</p> 

相対的な階層化と絶対的な評価のイメージ～情報を損失で評価した場合～

相対的な階層化
(損失の大きさ順に情報を序列化)



相対的な階層化
(損失の大きさを評価)

漏えい時に極めて重大な損失	
漏えい時に重大な損失	a
漏えい時に軽微な損失	b c d

企業の情報活用の例
～ある機械メーカーの機械製品に関する技術情報～

公開(標準・特許)	秘密(ノウハウ)
機械の動作性能評価方法 部品構造(他者が容易に把握可)	生産プロセス 素材配合

Y. 他社の情報も保護(訴えられないために)

Z. もしも情報漏えいが発生したら

X. 秘密情報の管理を実効的なものとするための社内体制の構築

(参考) 情報漏えい対策 ～5つの「対策の目的」～

- 漏えい要因を考慮した5つの「対策の目的」を設定。
- 各社の状況に応じ、ルートごと、目的ごとにムリ・ムダ・ムラのない形で対策を取捨選択。

物理的・技術的な防御

心理的な抑止

働きやすい環境の整備

接近の制御

持出し困難化

視認性の確保

秘密情報に対する
認識向上

信頼関係の
維持・向上等



1

秘密情報に近寄りにくく
するための対策



2

秘密情報の持ち出しを
困難にするための対策



3

漏えいが見つかりやすい
環境づくりのための対策



4

秘密情報だと思わなかった！
という事態を
招かないための対策



5

社員のやる気を高め、
秘密情報を持ち出そうという
考えを起こさせないための対策

- アクセス権の設定
- 秘密情報を保存したPCを不必要にネットに繋がらない
- 構内ルートの制限
- 施錠管理
- フォルダ分離
- ペーパーレス化
- ファイアーウォールの導入 等

- 私用USBメモリの利用・持込み禁止
- 会議資料等の回収
- 電子データの暗号化
- 外部へのアップロード制限 等

- 座席配置・レイアウトの工夫
- 防犯カメラの設置
- 職場の整理整頓
- 関係者以外立入禁止看板（窓口明確化）
- PCログの記録
- 作業の記録（録画等） 等

- マル秘表示
- ルールの策定・周知
- 秘密保持契約の締結
- 無断持出禁止の張り紙
- 研修の実施 等

- ワーク・ライフ・バランスの推進
- コミュニケーションの促進
- 社内表彰
- 漏えい事例の周知 等

(参考) 「秘密情報の保護ハンドブック」の改訂について(令和4年5月)

- 平成28年の策定以降の社会経済情勢の変化・関係法令の進展等を踏まえて改訂。
- 一方、啓発資料として産業界・関係団体に行き渡っていることから、構成・基本的内容については、現行版を踏襲しつつ、以下の観点を踏まえて、ハンドブックの内容を補強・追記する方針で編集。

□ 関連する「法制度の見直し・ガイドラインの改訂」に伴う修正

- ハンドブック策定後の進展、例えば、「法制度見直し」に伴う修正として、①平成30年の不競法改正で追加された「限定提供データ」の保護、②令和2、3年の個人情報保護法の改正等に関する記載を追加するほか、この間に発出・改訂された「各種ガイドライン」（「テレワークセキュリティガイドライン」（総務省）、「知的財産取引に関するガイドライン」（中小企業庁）、「組織における内部不正防止ガイドライン」（IPA）等）を反映。

□ 営業秘密・秘密情報を取りまく「環境の変化」に伴う修正

- テレワークの普及、雇用の流動化（転出元企業における雇用期間中・退職時の留意点、受入先企業における転職者の受入時の留意点）等の環境変化に合わせた情報漏えい・流出リスクについて記載の見直しを図るとともに、技術の進展を含む新たな対策やサプライチェーン間での情報の開示・共有に係る記載を追加。

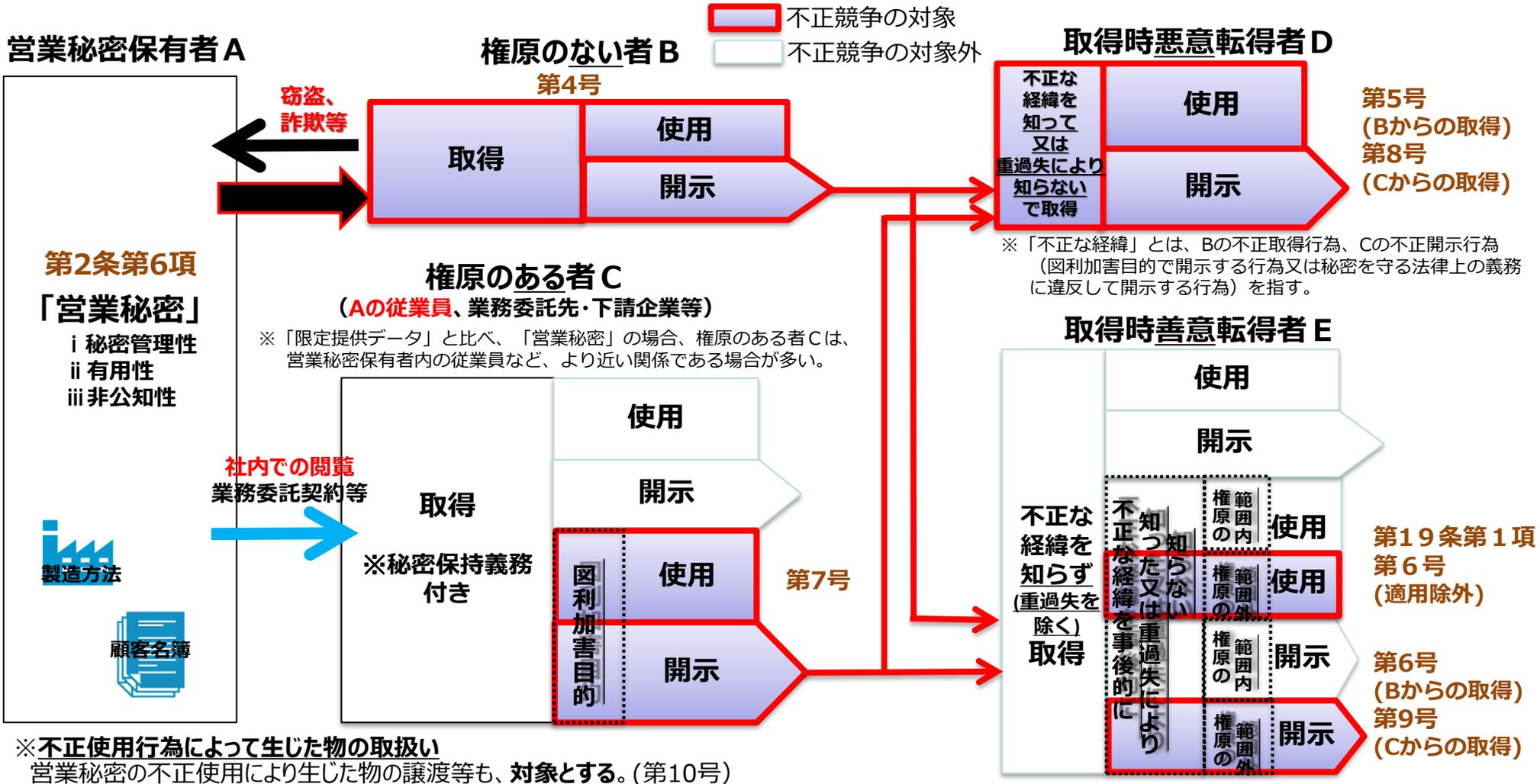
□ 「重要な秘密情報の多様性」への考慮に係る啓発に係る修正・明確化

- ハンドブックが対象とする「秘密情報」について、営業秘密のほか、個人情報（個人情報保護法）、機微情報（外為法）等具体例を盛り込むことによって、対象の明確化・具体化を実現。
- 近年、特に海外への重要な技術情報の流出への懸念が高まっている中、外国から日本企業が保有する秘密情報が狙われるリスクについて、過去の漏洩事件を踏まえ、典型的なパターンに整理して紹介（警察庁からの提供情報に基づきコラムを追加）。

等

參考資料

営業秘密侵害行為類型 ①民事（第2条第1項第4～10号）



※不正使用行為によって生じた物の取扱い
営業秘密の不正使用により生じた物の譲渡等も、対象とする。(第10号)

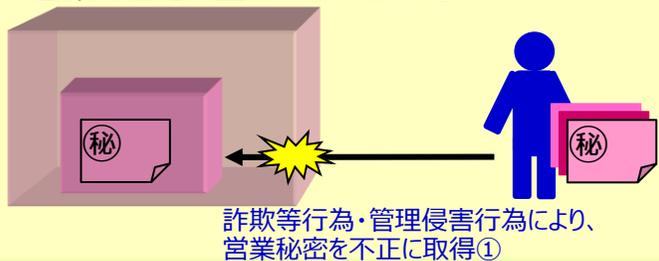
適用除外（第19条）

- ④～⑨については、その営業秘密が不正取得されたり、不正開示されたりしたものであることについて善意・無重過失で、その営業秘密をライセンス契約などの取引により取得した者が、そのライセンス契約などの範囲内で、その営業秘密を使用・開示する行為には適用されない（取得後に悪意となった場合も含む）。（第19条第1項第6号）
- ⑩については、時効の成立や除斥期間の経過により差止請求ができなくなった営業秘密の使用行為により生じた物には適用されない。（同項第7号）

営業秘密侵害行為類型 ②刑事（第21条第1項、第3項）

○不正な手段（詐欺・恐喝・不正アクセスなど）による取得のパターン

（1号）図利加害目的で、詐欺等行為又は管理侵害行為によって、営業秘密を不正に取得する行為

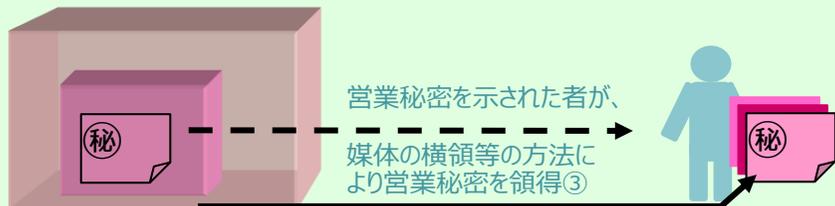


（2号）不正に取得した営業秘密を、図利加害目的で、使用又は開示する行為

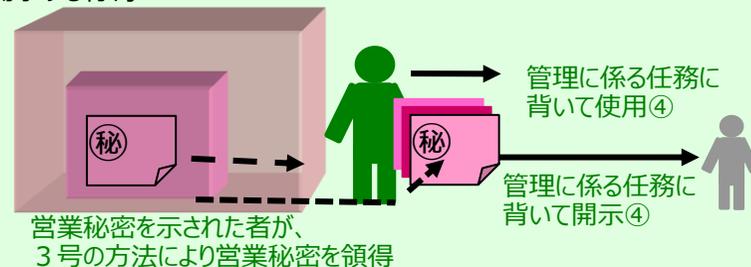


○正当に営業秘密が示された者による背信的行為のパターン

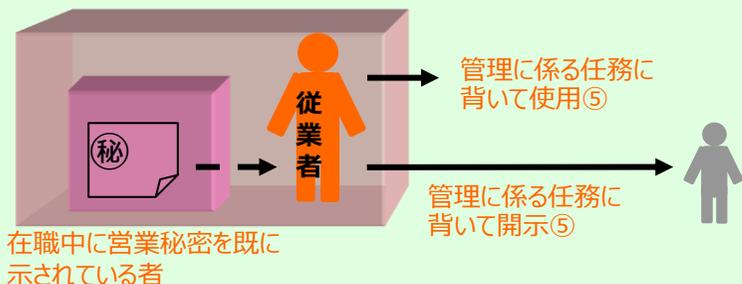
（3号）営業秘密を保有者から示された者が、図利加害目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、（イ）媒体等の横領、（ロ）複製の作成、（ハ）消去義務違反+仮装、のいずれかの方法により営業秘密を領得する行為



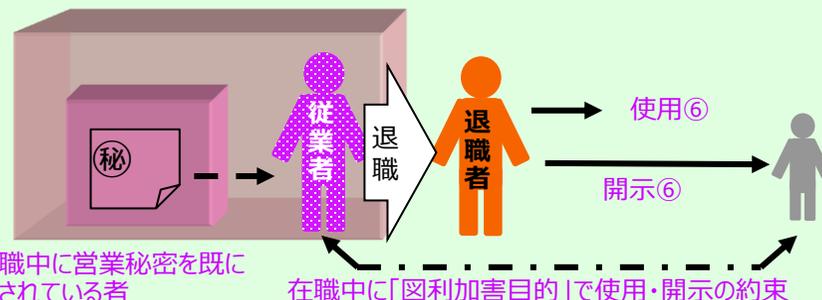
（4号）営業秘密を保有者から示された者が、第3号の方法によって領得した営業秘密を、図利加害目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、使用又は開示する行為



（5号）営業秘密を保有者から示された現職の役員又は従業員が、図利加害目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、営業秘密を使用又は開示する行為



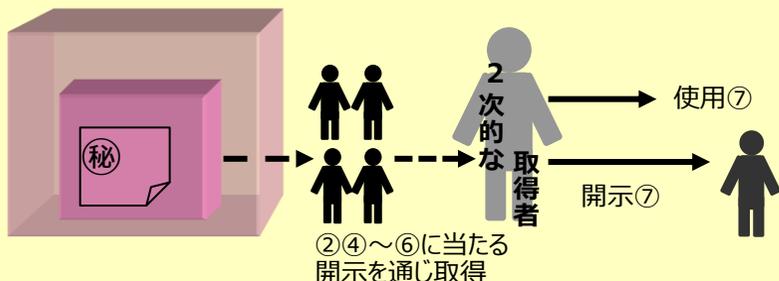
（6号）営業秘密を保有者から示された退職者が、図利加害目的で、在職中に、その営業秘密の管理に係る任務に背いて営業秘密の開示の申込みをし、又はその営業秘密の使用若しくは開示について請託を受け、退職後に使用又は開示する行為



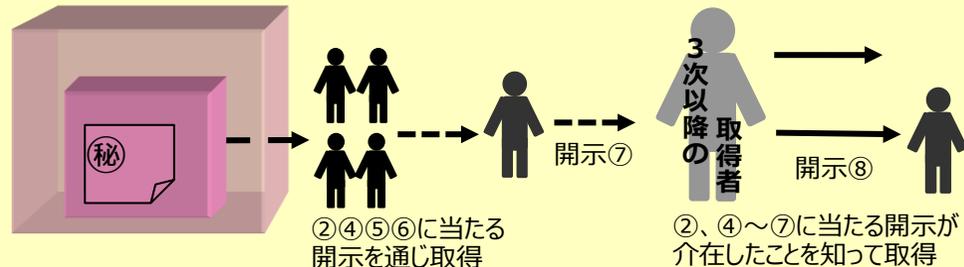
営業秘密侵害行為類型 ②刑事（第21条第1項、第3項）

○転得者による使用・開示のパターン

（7号）図利加害目的で、②、④～⑥の罪に当たる開示（海外重罰の場合を含む）によって取得した営業秘密を、使用又は開示する行為（2次的な取得者を対象）



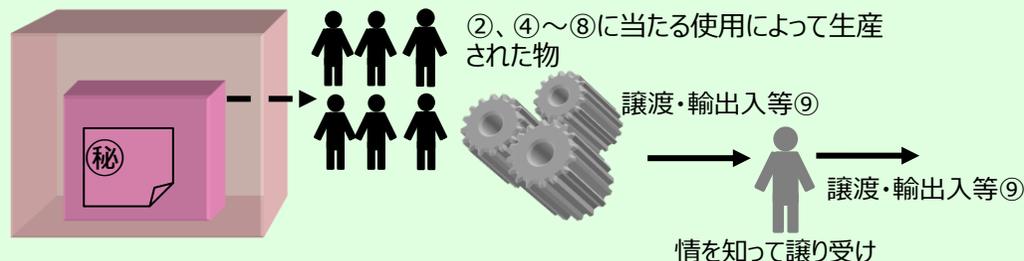
（8号）図利加害目的で、②、④～⑦の罪に当たる開示（海外重罰の場合を含む）が介在したことを知って営業秘密を取得し、それを使用又は開示する行為（3次以降の取得者をすべて対象）



※3次以降の取得者までの転々流通の過程で善意者が存在したとしても、当該3次以降の取得者が、いずれかの者による「不正な開示」が介在したことを知って取得し、不正使用・開示した場合は、処罰対象となり得る。

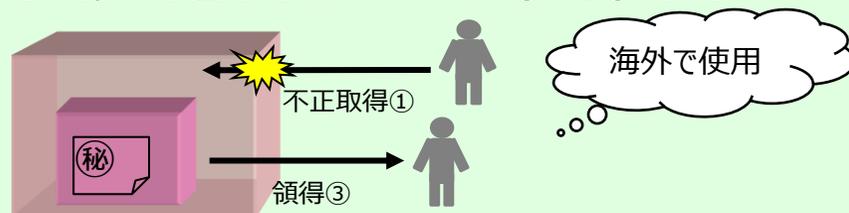
○営業秘密侵害品の譲渡等のパターン

（9号）図利加害目的で、②、④～⑧の罪に当たる使用（海外重課の場合を含む）によって生産された物を、譲渡・輸出入する行為



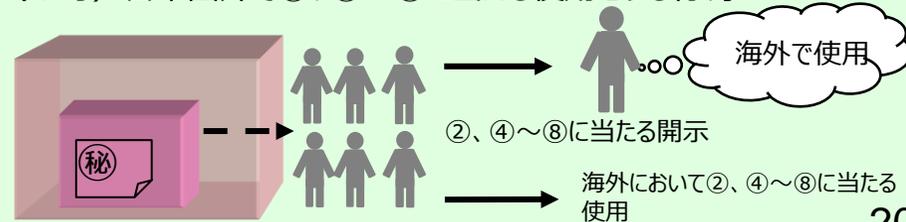
○海外重罰のパターン（21条3項）

（1号）日本国外で使用する目的での①又は③の行為



（2号）日本国外で使用する目的を持つ相手方に、それを知って②、④～⑧に当たる開示をする行為

（3号）日本国外で②、④～⑧に当たる使用をする行為



刑事規定（第21条第1項、第3項）

罰 則：10年以下の懲役若しくは2000万円以下の罰金（又はこれの併科）
 法人両罰は5億円以下の罰金（第22条第1項第2号）
 ※海外使用等は個人が3000万円以下、法人は10億円以下。

(参考) 他社の秘密情報にかかる紛争に巻き込まれないための対策

- 紛争を未然に防止するとともに、意図せずに争いに巻き込まれてしまった場合への備えを紹介。
- こうした取組は、他社からの信頼向上、多様な人材の獲得にもつながる。

Y.

自社情報の独自性の立証

他社から秘密情報の侵害を理由に訴訟を提起された場合には、それが自社の独自情報であることを客観的に立証できるよう、日頃から備えておくことが重要。
(例：経緯書類の保存)

他社の秘密情報の侵害の防止

- | | |
|---|-----------------------------------|
| (1) 転職者の受入れ
(例：転職者の前職での契約関係確認) | (2) 共同・受託研究開発
(例：他社の秘密情報の分離保管) |
| (3) 取引の中での秘密情報の授受
(例：サンプル等の受領時の書面確認) | (4) 秘密情報の売込み
(例：情報の出所の誓約書での確認) |

営業秘密侵害品に係る紛争の未然防止

疑わしい状況が生じている場合に相当の注意を払ったということが証明できる程度の対策が必要。

(参考) 漏えいしてしまった場合の対応策

- 情報管理を徹底しても、情報漏えいを完全に防ぐことは困難。
- 万が一情報漏えいが発生した場合に迅速に対応できるよう、その手順を紹介。

2.

兆候の把握及びその確認

- (1) 漏えいにつながる兆候の把握
- (2) 漏えいの疑いの確認

初動対応

- (1) 社内調査・状況の正確な把握・原因究明
- (2) 被害の検証
- (3) 初動対応の観点
- (4) 対策チームの設置等

責任追及

- (1) 刑事的措置
- (2) 民事的措置
- (3) 社内処分

証拠の保全・収集



(参考) 営業秘密で困ったことがあれば・・・相談窓口・関係情報について

<相談窓口等>

◆ I N P I T ((独)工業所有権情報・研修館)

● 営業秘密に関して相談したい

- ✓ 社内で保有する秘密情報の管理体制や関係規約を見直したい
- ✓ 自社の営業秘密情報が漏れてしまったかも…?

…など、無料で皆様のご相談に対応できる、「営業秘密・知財戦略相談窓口」がございます。

▶ [ポータルサイト](#)

▶ 相談窓口 [問い合わせフォーム](#)

E-mail: trade-secret@inpit.go.jp



● 経営課題について、知的財産の側面から考えたい

- ✓ 自社の強みを「知財」として活用できるだろうか…
- ✓ まずは無料で身近な機関に相談したい…

…全国47都道府県にある「知財総合支援窓口」は、地域密着型の相談窓口です。

▶ [知財ポータル](#)で詳しい支援内容や事例をご覧ください!

▶ まずはお電話ください! (0570-082-100)

※全国47都道府県に設置されたお近くの窓口におつなぎいたします。

※ご案内時間帯: 平日8:30~17:15



◆ I P A ((独)情報処理推進機構) 情報セキュリティ安心相談窓口

● コンピュータウイルスや不正アクセスなど、情報セキュリティについて相談したい

- ▶ まずは[HP](#)から、問い合わせ前に整理いただきたい項目をご確認ください。



<関係資料等>

◆ 経済産業省 不正競争防止法解説ウェブサイト

● 不正競争防止法に関する各資料を見たい

…「逐条解説 不正競争防止法」、「営業秘密管理指針」、「秘密情報の保護ハンドブック」、不正競争防止法改正概要資料など、不正競争防止法に関する様々な資料を掲載しております。



不正競争防止法 知的財産政策室

検索



◆ 営業秘密関連情報サイト【営業秘密のツボ】

● 営業秘密官民フォーラム「メールマガジン」のバックナンバーを見たい

…官民の実務者が、営業秘密に関する記事および各種セミナーなどのイベント案内を定期的に配信しています。

▶ [バックナンバー](#)



不正競争防止法の一般的な解釈に関するご質問はこちらまで

経済産業省 経済産業政策局 知的財産政策室

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

TEL: 03-3501-3752

E-mail: chitekizaisan@meti.go.jp

公式Instagram『[meti_chizai_official](#)』

他の資料とは違った親しみやすい雰囲気や、各制度の解説、事例や支援策をご紹介します。ちょっとした息抜きにぜひ!



(参考) 不正競争防止法に関する参考資料一覧

知的財産政策室HPから以下の資料をご確認いただけます。

法律全体の要件や解釈、改正について詳しく知りたい



➤ [「逐条解説 不正競争防止法
~令和元年7月1日施行版~」](#)



➤ [「不正競争防止法のこれまでの改正について」](#)

データ利活用に関する事例や対策について知りたい



➤ [「データ利活用のポイント集」](#)



➤ [「データ利活用のてびき」](#)

「営業秘密」「限定提供データ」の3要件や要件を満たす管理方法を知りたい



➤ [「営業秘密管理指針」](#)



➤ [「限定提供データに関する指針」](#)

外国公務員の贈賄防止を知りたい



➤ [「外国公務員贈賄防止指針」](#)

水際措置申立ての手続きを知りたい



➤ [「水際措置の流れ」](#)

秘密情報の漏えいを未然に防ぐ対策や、漏えいしてしまった時の対策を知りたい



➤ [「秘密情報の保護ハンドブック
~企業価値向上に向けて~」](#)



➤ [「秘密情報の保護ハンドブックのてびき
~秘密情報の保護と活用~」](#)

安全なテレワーク環境を整備したい



➤ [「テレワーク時における秘密情報管理
のポイント \(Q&A解説\)』」](#)

公式Instagram
楽しく分かりやすく
不競法や知財室の情報
を発信しています！



詳しくご覧になりたい方は、知的財産政策室HPをご確認ください。

「逐条解説 ～令和元年7月1日施行版～」や「秘密情報の保護ハンドブックのてびき」、「データ利活用のポイント集」など、不正競争防止法に関するさまざまな資料を掲載しております。



不正競争防止法 知的財産政策室

検索

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/index.html>

※不正競争防止法テキストの最新版の電子ファイルも上記ページに掲載いたします。



不正競争防止法に関するご質問はこちらまで

経済産業省 経済産業政策局 知的財産政策室

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

TEL：03-3501-3752

E-mail：chitekizaisan@meti.go.jp